

厚労省認定は初めて

神奈川県と埼玉県で社会医療法人認定

神奈川県の社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（杉原弘晃理事長）は、4月1日に神奈川県と埼玉県の2県にまたがる社会医療法人の認定を取得した。厚生労働大臣所管の社会医療法人認定は全国で初めて。神奈川県では、もう1法人が県の所管で4月1日付で社会医療法人に認定されている。



地域医療ニーズに添えて

海老名総合病院は 地域医療支援病院

特定医療法人社団ジャパンメディカルアライアンスは、神奈川県の海老名総合病院と埼玉県の東埼玉総合病院の2県にまたがって病院を所有する。そのため社会医療法人の認定は、厚労省所管となり、両病院ともに認定要件を満たし、4月1日付で社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスの認定を受けた。同

法人の杉原理事長は、「これまで地域医療の貢献を目指して進めてきた。社会医療法人制度の趣旨が、当法人の運営方針と合致していた」と語り、今後も継続して地域住民への健全な医療提供を進めていく考えとしている。

具体的に同法人の東埼玉病院（許可病床数193床、その後名称は東埼玉総合病院）は、1973年の埼玉県北葛飾郡杉戸町に開設させ、一般内科・外科を中心に地域医療を提供してき



杉原理事長

た。一方、海老名総合病院（同469床）は、83年に神奈川県海老名市に開設し、総合的な医療サービスを提供している。両院ともに救急指定医療機関として救急患者の受け入れを積極的に展開してきた。

収益事業や病院債の 発行が課題

同法人の社会医療法人の認定要件は、救急医療を基盤としている。また、2004年には持ち分の定めのない特定医療法人になり、公益性の高い医療の提供を進めてきた。08年には、海老名総合病院が地域医療支援病院

の認可を得るなど、着実に地域の基幹病院の機能を担ってきている。

今回の社会医療法人の認定について同法人は、公共性・公益性・永続性を果たすため、地域住民のニーズにあった医療の提供とともに、安定した医療経営の実現を挙げ、その達成のためには効率的な経営管理体制の確保が必要としている。今後の法人運営については、地域医療の充実を図るとともに、社会医療法人で認められている収益事業や病院債の発行などを具体的に検討していきたいとしている。